第十三条の四の見出し中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第十五条の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　認定森林所有者等（法第十二条第一項に規定する認定森林所有者等をいう。以下同じ。）が当該森林経営計画の対象とする森林につき立木の譲渡をした場合

二　認定森林所有者等以外の者が当該森林経営計画の対象とする森林につき立木の伐採又は造林をした場合

三　認定森林所有者等が当該森林経営計画の対象とする森林において作業路網の設置をした場合

第十三条の四第二項中「の終つた」を「若しくは当該作業路網の設置が終わつた」に改め、同条を第十三条の六とする。

第十三条の三の見出しを「（森林経営計画の変更）」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第十二条第一項の規定による認定の請求をしようとする者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、それぞれ当該各号に定める期間内に変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出しなければならない。

一　法第十二条第一項第一号に掲げる場合　その場合に該当することとなつた日（該当することとなつた原因が相続又は遺贈によるものである場合にあつては、当該相続又は遺贈があつたことを知つた日）から三十日以内

二　法第十二条第一項第二号に掲げる場合　その場合に該当することとなつた日から三十日以内

第十三条の三第二項中「森林施業計画に」を「森林経営計画に」に、「森林施業計画書」を「森林経営計画書」に改め、同条第四項中「準用する法第十一条第四項」を「読み替えて準用する法第十一条第五項」に改め、同条を第十三条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の五　第十条第五号イ(1)から(3)までに掲げる要件の全てに該当する森林経営計画に係る法第十四条の災害その他やむを得ない理由による場合に該当しない場合（震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により次に掲げる場合に該当した場合であつて、当該震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害がなければ次に掲げる場合に該当しなかつたと認められるときを除く。）は、次に掲げる場合とする。

一　当該森林経営計画の対象とする森林が、森林の経営の実施の状況からみて同一の者により造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められなくなつた場合

二　当該森林経営計画の対象とする森林において実施された主伐が第十二条第六号（第十三条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第十三条第二項第二号に掲げる基準に該当しない場合（第十三条第一項及び第二項において読み替えて適用する場合を含む。）

三　当該森林経営計画に係る認定森林所有者等が、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者から森林の経営を委託したい旨の申出があつたときに、当該認定森林所有者等の利益を害する目的で申出があつたと認められたことその他の正当な理由がないのにこれを拒んだ場合（当該認定森林所有者等の都合によりこれを拒んだ場合を含む。）

四　当該森林経営計画の認定の請求の際、当該森林経営計画に係る認定森林所有者等が森林所有者である森林（その森林（当該森林に隣接している森林を含む。）の面積が著しく小さいもの並びに分収林特別措置法第二条第三項に規定する分収林契約並びに国有林野の管理経営に関する法律第十条に規定する分収造林契約及び同法第十七条の三に規定する分収育林契約に係るものを除く。）又は森林所有者から委託を受けて経営する森林が当該森林経営計画の対象とする森林となつていない場合

五　対象森林（当該森林経営計画の認定を受けた者が森林所有者である森林に限る。）の面積が百ヘクタールを下回つた場合

六　当該森林経営計画に係る対象面積が、当該森林経営計画に記載されている森林の経営の面積の目標に達しなかつた場合

七　第十三条の二第二項第三号イ又はロに掲げる場合であつて、起算日（第十三条の二第二項第三号ロに掲げる場合に該当する森林経営計画が、特定森林経営計画のうち当該認定森林所有者等が自ら森林の経営を行うものに含まれる場合にあつては、相続日。第十号及び第十一号において同じ。）から起算して十年を経過した日における対象面積が、基準面積（起算日が従前起算日から起算して十年を経過していない場合にあつては、相続日における対象森林（相続日における特定森林経営計画につき当該認定森林所有者等が森林所有者である森林に限る。）の面積に十分の三を乗じて得た面積又は百五十ヘクタールのいずれか小さい面積に、相続日における特定森林経営計画の対象森林の面積を加えて得た面積）を下回つたとき。

八　第十三条の二第二項第三号ハに掲げる場合であつて、当該森林経営計画の対象森林の面積が基準面積を下回つたとき。

九　当該森林経営計画に係る作業路網の延長が、当該森林経営計画に記載されている作業路網の延長を下回つた場合

十　当該森林経営計画に係る起算日から起算して十年を経過した日及び当該認定森林所有者等の包括承継人が包括承継人となつた日における当該森林経営計画の対象とする森林に係る作業路網の延長が、付録第六の算式により算出される値を下回つた場合

十一　当該森林経営計画に係る作業路網の延長が当該森林経営計画の始期において整備されている作業路網の延長を下回つた場合（当該森林経営計画の始期が、起算日から起算して十年を経過した日より前である場合を除く。）

十二　法第十七条第二項の規定に違反して届出書の提出をせず、又は同項の届出書に虚偽の記載をして提出した場合

十三　第九条第一項の森林経営計画書に虚偽の記載をして提出した場合

十四　前各号に掲げるもののほか、やむを得ない理由によるものと認められない場合

第十三条の二の次に次の一条を加える。

（森林管理署長との協議）

第十三条の三　法第十一条第六項（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による協議は、法第十一条第一項の規定による認定の請求に係る森林経営計画に記載された火入れをする森林の周囲一キロメートルの範囲内に国有林野（国有林野の管理経営に関する法律第二条に規定する国有林野をいう。以下この条及び第二十二条の二十三において同じ。）がある場合に、当該国有林野を管轄する森林管理署長に対してするものとする。

第十四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　認定森林所有者等は、法第二十一条第四項の規定により火入れをしようとするときは、あらかじめ、火入れをする森林の所在する市町村の長に必要な指示を求め、その指示に従つて火入れをしなければならない。

第十八条中「事務所」の下に「の掲示場」を加える。

第二十二条の三第二項及び第三項ただし書中「付録第十一」を「付録第七」に改める。

第二十二条の四第一項中「付録第十二」を「付録第八」に改める。

第二十二条の十九第一項第一号中「国有林野の管理経営に関する法律第二条に規定する」及び「（以下この条において「国有林野」という。）」を削り、同条第二項中「この項」を「以下この項」に改め、同条を第二十二条の二十三とし、第二十二条の十八の五を第二十二条の二十二とし、第二十二条の十八の四を第二十二条の二十一とする。

第二十二条の十八の三第一項中「第三十九条の四第二項」を「第三十九条の四第三項」に改め、同条を第二十二条の二十とし、第二十二条の十八の二を第二十二条の十九とする。